

米国が「強制労働産品」の取引規制を強化

◆「新疆ウイグル強制労働防止法」が施行へ

2021年12月23日、米国で「[新疆ウイグル強制労働防止法](#)」が成立し、22年6月21日に施行される運びとなった。同法は中国・新疆ウイグル自治区の全ての産品が強制労働によるものと推定し、輸入者から「強制労働産品ではない」旨の明白で説得力のある証拠が示されない限り、CBP（税関国境警備局）が輸入を差し止める立て付けになっている。また、同自治区の強制労働に関与した自治区外の者による産品も対象となるため、産業界に一定の影響を与えるものと予想されている。そのため、同法はDHS（国土安全保障省）にパブリックコメントの募集や公聴会の実施、進捗の議会報告、輸入者向けガイダンスの策定などを義務付けており、綿密な官民連携のもとで施行される予定だ。

労働・人権問題を優先課題に掲げるバイデン政権は、関税法や EAR（輸出管理規則）、各種制裁法などを駆使し、各国の強制労働事案に積極的に対処してきた。

（表）米国連邦政府レベルでの強制労働に対する通商規制

1930年関税法307条	CBP（税関国境警備局）の調査、もしくは第三者からの情報提供などに基づき、CBPが強制労働に依拠した産品と判断すれば、WRO（違反商品保留命令）を発出し、米国内への輸入を差し止める。
輸出管理規則（EAR）	主に安全保障の観点から一定の米国原産品の輸出・再輸出などを規制。BIS（商務省産業安全保障局）が20年10月に人権保護を目的にEARを改正。規制対象に監視システムなどを追加。域外適用される点に留意。
グローバル・マグニツキー人権問責法	深刻な人権侵害に関与した外国人や重大な汚職などに関与した外国政府職員などに対し、米国資産の凍結や入国禁止などの制裁措置を課す権限を大統領に付与。2016年成立。同法を根拠とする大統領令13818はSDNリスト掲載も可能に。
新疆ウイグル強制労働防止法（Uyghur Forced Labor Prevention Act）	「新疆ウイグル自治区で生産、採掘された製品」及び「ウイグルにおいて人権侵害に関与したとされるウイグル域外の者によって生産、採掘された製品」の全てが、強制労働に依拠しているとの推定のもと、CBPが輸入を差し止める。輸入許可を得るには、製品が強制労働に依拠していない明確な証拠などが必要。2022年6月施行予定。

（出典）CBPサイト、JETROビジネス短信、その他資料をもとに筆者作成

例えばCBPは、強制労働によって採鉱、生産、または製造されていることが合理的に疑われる物品（例：綿、太陽光パネル原料）に対し、1930年関税法307条に基づく [WRO（違反商品保留命令）](#) を発出して米国への輸入を不許可としてきた。また商務省は、強制労働を幫助し得る企業・個人などをEARの規制リストに掲載して輸出を制限しているほか、財務省は「グローバル・マグニツキー人権問責法」や大統領令13818号などに基づき、人権侵害を行なう企業・個人などへ金融制裁

や取引規制を実施している。これらの措置の発動先の多くも、新疆生産建設兵団（XPCC）などの新疆ウイグル自治区関連企業だ。

◆米中対立は新たなフェーズへ

2020年以降、米中対立のスクープは、経済・技術事案から人権・強制労働疑義事案へと拡大している。20年7月、当時のトランプ政権は「新疆ウイグルサプライチェーン勧告」を発表し、同自治区を含むサプライチェーンからの人権侵害行為の排除と、関連する米国法の順守などを強く求めた。21年7月にはバイデン政権が同勧告を更新し、これまでの制裁一覧やリスクの高い産業分野などの情報を公表・拡充している。

12月には、米豪など4カ国による「輸出管理・人権イニシアティブ」の立ち上げが発表され、監視技術などが権威主義国家に利用されないための枠組みなどが提案された。同提案は同月に開催された「民主主義サミット」で発表されたものであり、今後は日米豪印の安全保障枠組みであるQUADやEUなどとの、幅広い連携も予定されている。これらを踏まえ、USTR（通商代表部）は22年1月25日に「強制労働と戦うための通商戦略」の策定を発表し、友好国との連携のもと、「新疆ウイグル強制労働防止法」を含む通商政策を徹底活用していく方針だ。

◆USTRは「強制労働撲滅のための通商戦略」を立案する

国際商取引を行なう上で、企業の人権・強制労働問題対応は急務である。21年11月に経済産業省などが発表した報告書によれば、間接仕入先まで含めた人権DD（デューデリジェンス）を実施している企業は、回答者のうち僅か25%であった。これでは米国などの法規制はもちろん、「勧告」にも対応できない。

仮に人権DD未対応の場合は、人権意識の高い欧米各国との事業が円滑に進まない可能性が出てくるだろう。また、人権に関する通商ルールに違反した場合は、輸出入取引の停止や社会的信用の失墜、米国法による制裁などを覚悟しなくてはならない。一方で、「米国法に基づく」中国企業との取引の選別は、中国による対抗措置発動の誘因にもなり得る。いずれにせよ、企業は輸出入サプライチェーンの精査を早急に実施し、場合によっては取引形態の見直しを図り、政府や業界団体などとの情報連携をいっそう深めておく必要があるだろう。 【田中雄作】